

社会福祉法人明照福社会行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：令和5年3月までに、子どもの出生時に父親が取得できる休暇制度の周知徹底と取得率の向上を目指す。

< 対策 >

令和2年度～ 管理職研修及び職員研修、法人内広報などによる職員への周知と休暇取得の促進

目標2：令和5年3月までに、職員全員の所定外労働時間を、1人当たり年間60時間未満とする。

< 対策 >

令和2年 4月～ 所定外労働の原因の分析等を行う
令和2年 7月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を実施
令和2年10月～ 文書等による職員への周知
令和3年 1月～ 各部署における問題点の検討の実施
令和3年 4月～ 年間60時間未満が可能となる組織体制への変更

目標3：令和4年4月から、小学校就学前の子を持つ職員が、希望する場合に利用できる育児短時間勤務制度を導入する。

< 対策 >

令和2年 4月～ 対象年齢拡大に向けた検討
令和4年 4月～ 制度の導入、職員への周知